

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	太子町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.taishi.osaka.jp/kurashinoguide/mainannba/index.html">http://www.town.taishi.osaka.jp/kurashinoguide/mainannba/index.html</a>

執行機関名 太子町長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1第1の項 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	太子町居宅介護福祉用具購入費等の支給に関する取扱要領 第1条 第3条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u>について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の<u>保健医療の向上及び福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第一条 この要領は、介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第94号)の規定に基づき居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費(以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。)の<u>支給申請等</u>に係る取扱いを定める。</p> <p>第三条 居宅介護福祉用具購入費等の支給対象者は、<u>居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者</u>(以下「居宅介護被保険者等」という。)とする。但し、前条第2項に規定する受領委任払いを利用することができる対象者は、次の各号のすべてに該当する居宅介護被保険者等とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険料に未納がなく、給付制限を受けていないこと。</li> <li>(2) 事業者が受領委任払いの支払いに同意していること。</li> <li>(3) 給付の事由が第三者の行為によらないこと。</li> <li>(4) 居宅介護福祉用具購入費等に係る一時的な資金の調達が困難なこと。</li> </ol>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>太子町居宅介護福祉用具購入費等の支給に関する取扱要領</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号	太子町居宅介護福祉用具購入費等の支給に関する取扱要領 第5条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	居宅介護福祉用具購入費等の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 ハ	太子町居宅介護福祉用具購入費等の支給に関する取扱要領 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報(居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者)

備考	
----	--